平成２４年（フ）第６９２号
宮城県黒川郡大和町宮床字戸崎53番地の１
大畑寮
破産者　高橋　　勘
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６９号
茨城県鹿嶋市大字平井1350番地341
破産者　渡邉　英明
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第３１４７号
愛知県あま市七宝町伊福河原162番地２、住民票上の住所名古屋市中村区野田町字経田33番地の１　ＮＤＳマンション八田1101号
破産者　ガレージ　ビック　フィールドこと　大野　清二
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８３号
名古屋市東区徳川２丁目６番２号　ファースト徳川602号
破産者　松本　善隆
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３２７号
名古屋市中区千代田３丁目８番10号　万長ビル403号、開始決定時の住所名古屋市港区正徳町１丁目19番地　宝正徳公園ハイツ1003号
破産者　所　　進
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２７２号
大阪府枚方市東香里３丁目44番22号
破産者　田中　敏貴
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７１号
大阪市淀川区新北野１丁目13―16パシフィック北野501、開始決定時の住所大阪府和泉市小野田町453番地
破産者　平子　克己
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２１５号
神戸市灘区薬師通４丁目１番33号
破産者　嶺元　和照
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６８１号
兵庫県三田市東本庄1263番地１
破産者　前田　　進
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６８２号
兵庫県三田市東本庄1263番地１
破産者　前田　明美
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７８号
兵庫県姫路市苫編南１丁目89番地　シャーメゾンＴＯＭＡＭＩ　Ａ―101
破産者　辻本　　健
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２６号
福岡市東区香椎１丁目７番46号ピュア香椎参番館202号室
破産者　宮本　雄一
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第５１０号
熊本県上益城郡御船町大字滝川965番地
破産者　久米　和男
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６０４号
熊本県宇城市松橋町浦川内207番地34
破産者　赤星　健吾
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２８号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地1846番地２
破産者　岩下　　誠
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２４年（フ）第３７７号
北海道旭川市２条通19丁目1337番地の１　ラシアール２条通501号室
破産者　宮川　博幸
１　決定年月日　平成25年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８５号
北海道旭川市６条通７丁目31番地の13　ルーベデンス６条605号室
破産者　若林　友香
１　決定年月日　平成25年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６６号
神奈川県川崎市高津区上作延539―１、住民票上の住所青森県むつ市大字城ヶ沢字金神９番地５、開始決定時の住所青森県むつ市大字田名部字下道58―５、開始決定時の住民票上の住所青森県むつ市小川町２丁目５番15号
破産者　室館　靖志
１　決定年月日　平成25年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係